



**National center of Incident readiness and
Strategy for Cybersecurity**

2024年度 官民連携演習等 実施結果

2025年5月

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

1. 2024年度 全分野一斉演習の実施結果
2. 2024年度 官民連携演習の実施結果

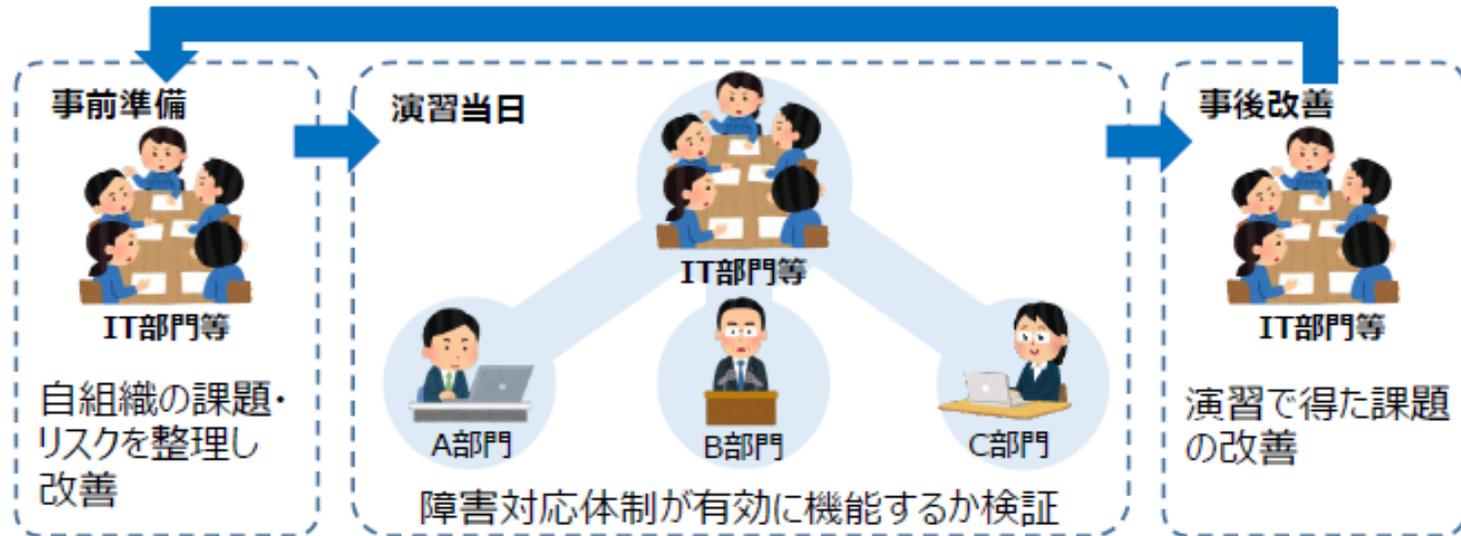
1-1. 目的

全分野一斉演習は、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（以下、重要インフラ行動計画という）」の主要5施策のうち「防護基盤の強化」の「障害対応体制の有効性検証」に位置付けられ、以下の目的として実施するものである。

- ・ 関係主体の組織全体の障害対応体制が有効に機能しているかどうかを確認し、改善につなげていくこと
- ・ 重要インフラ行動計画の他施策に資すること

(注) 重要インフラ行動計画は、サイバーセキュリティ基本法及びサイバーセキュリティ戦略（閣議決定）に基づき、重要インフラ防護に係る基本的な枠組みとして、政府と重要インフラ事業者等との共通の行動計画を定めたものである。重要インフラ行動計画においては、任務保証の考え方を踏まえ、重要インフラ事業者等は自らの責任においてサイバーセキュリティ対策を実施するとともに、継続的な改善に取り組むこととされ、政府は、必要な支援を行うこととされている。

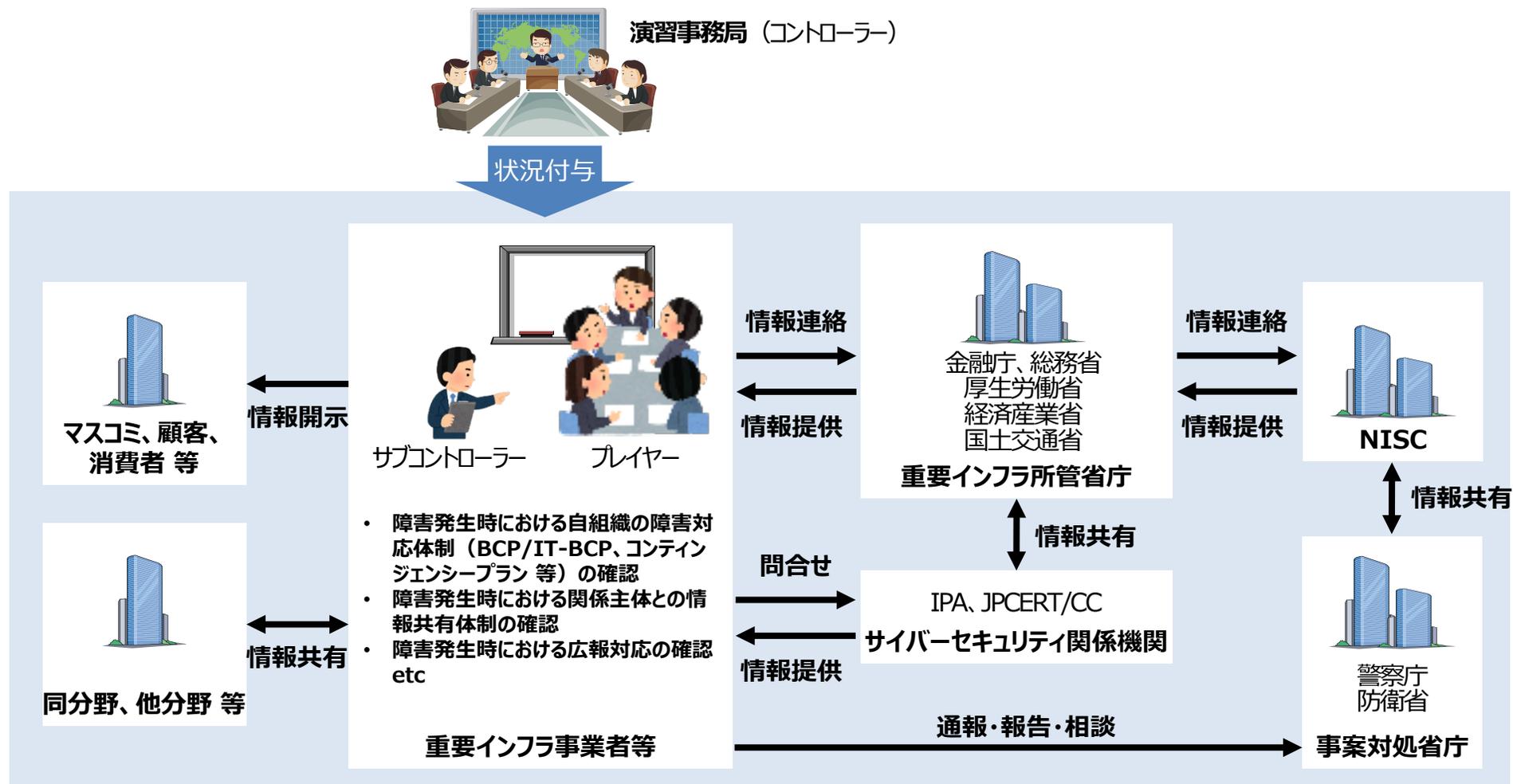
< 障害対応体制の有効性検証 >



1-2. 演習当日の関係主体の連携図

演習当日は、状況付与に合わせて関係主体と連携を取り、自組織の障害対応体制が有効に機能するかを確認する。

< 演習の概要図 >



1-3. 演習の概要

- 2024年12月、**机上演習**で実施（オンライン（自職場、自宅等）のみ）
- **演習シナリオ**について
 - ① **自組織のサプライチェーン対策等の重要インフラの障害対応体制を確認**するとともに、関係組織との連携を含む今後の取組強化の必要性について認識を共有した。
 - ② ①に加えてインシデント対応中に、**1部情報通信・電力の障害が発生し途絶**するような状況付与を実施した。

1-4. 参加者

- 重要インフラ事業者等（情報通信、金融、電力等の15分野）
 - 重要インフラ所管省庁（金融庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）
 - セプター（15分野21セプター）
 - サイバーセキュリティ関係機関
- 実績：**869組織**、6,981名（※疑似体験プログラム参加を含む）

1-5. 実施結果

- サイバーインシデント発生時（シナリオ）における「**情報収集**」が速やかに対応できている傾向が見られた。
- 他方、「**関係機関への情報共有・活用**」、「**サプライチェーン全体への情報共有**」及び「**緊急時における事業継続の対応**」では、手順書の有無が把握できている率が低く、手順書等の有無は把握できている場合も、即座に参照及び行動が取れていない傾向が見られた。



開会式にてビデオメッセージで挨拶を行う平大臣（2024年度）演習（オンデマンド配信）の様子

2-1. 目的

昨今の脅威の拡大・複雑化を背景に、他業種・他組織へ影響が及ぶ脅威を想定し、官民連携（連絡体制・情報共有等）の手順を重点的に確認・検証・強化するための「官民連携演習」を実施することで、各事業者等における重要インフラの防護対策をより向上させることを目的とする。

すなわち、深刻な脅威に対して、官民連携体制において適時かつ鮮度の高い情報を共有することにより、事前に限られたリソースを迅速かつ効果的に配置し、事象の顕在化を防ぐこと、また、万一事象が顕在化した場合も、影響範囲を限定し、被害を最小化することで、各事業者等におけるサイバーレジリエンスを高めることを目指す。

2-2. 演習の概要

- 2024年10月（予行）及び2025年2月（試行）をディスカッション形式での机上演習で実施。
- 演習シナリオについて、官・民の連携した対応が必要な、高度な脅威アクターを設定（長期的に潜伏し検知が困難な攻撃手法を使用）し実施。

2-3. 参加者

- 内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）
- 情報通信分野／電力分野の事業者
- セブター及び所管省庁
- サイバーセキュリティ関係機関（IPA、JPCERT/CC）
- オブザーバー（内閣官房、事案対処省庁（警察庁、防衛省）、デジタル庁）

実績：<予行> **16組織**、90名が参加

<試行> **21組織**、109名が参加



演習全景（2024年度）



ディスカッション（2024年度）

2-4. 実施結果

- **演習を通じて得られた成果**

- ・ **脅威の変化に伴う官民連携の有効性に関する認識**

事業者の対処において有効な情報について、政府から注意喚起やガイダンス等を出す際にどのようなアクションを促す意図があるのか示す必要があるという意見があった。

また、政府からの対処に有効な情報提供について、**被害にあっている事業者から攻撃に関する情報提供がないと、事業者が求める行動判断に必要な情報を適時提供することが困難であるため、政府・事業者間でそれぞれ付加価値を付けて情報を回していくことが不可欠**であるという気付きを得た。

- ・ **官民の議論・対話による相互理解**

官と民が互いにプレイヤーとして直接対話をできる場を通じ、参加者が各組織の考え方や要求、あるいは他分野の取組を知る機会となり、**官民の相互理解が促進**された。